**特集： 　＃児童相談所とは**

**知っているようで、知らない**

おもちゃ, 人形, 挿絵, 時計 が含まれている画像

自動的に生成された説明

子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーの実態など、子どもに関する悩み事の事案が増加、社会問題になっています　どこにつなげば…？　　東京都小平児童相談所をお訪ねし　課長代理　高橋　貢一様に、どこにつなげば等、事業の内容についてお伺いしました。

**≪＃小平児童相談所はどこにある？≫**

西武新宿線花小金井駅北口から徒歩１０分ほどのところにあります。

〒187-0002　東京都小平市花小金井1-31-24　（東京都多摩小平保健所庁舎3階）

電話　042-467-3711　ＦＡＸ　042-467-5241

**≪児童相談所とは≫**

児童福祉法に基づき設置された行政機関です。原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について本人、家族、学校の先生、地域の方々など、どなたからも受け付けています。

専門のスタッフ（児童福祉司、児童心理司、医師、保健師など）が相談にあたります。

**≪このような相談に応じています≫**

**●養護相談**

・保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなった。

・虐待など、子供の人権にかかわる問題がある。

**●育成相談**

　わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。

**●障害相談**

　知的発達の遅れ、ことばの遅れ、自閉傾向がある。愛の手帳を取得したいとき。

**●非行相談**

　家出、盗み、乱暴、性的いたずらがある。

**●里親に関する相談**

　里親として家庭で子供を育てたいとき。

**≪相談の方法≫**

・相談受付時間　月曜から金曜：午前9時から午後5時まで

・児童虐待の通告は「189（イチハヤク）」は24時間365日対応しています。

**≪児童相談所が行うこと≫**

・面接による助言や指導（家庭訪問や来所による相談）

・心理判定・医学診断（児童心理司による心理検査他）

・一時保護（事情により家庭で生活できなくなったお子さんを一時的に保護）

・児童養護施設他、施設の利用

**≪児童相談所と子供家庭支援センターとの連携≫**

市の子ども家庭支援センターは、児童相談の第一義的窓口として、専門性の高い困難事例の対応窓口である児童相談所とともに、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

**≪子どもへの虐待が増え続けています≫**

・小平児童相談所における児童虐待の令和３年度の受付件数は２，１２６件です。５年前（平成２９年度）は９９２件でしたので、実に２倍以上増加しています。

・児童虐待への対応はまずは児童の発見、そして子供家庭支援センターや児童相談所への通告が大切です。

・通告は、調査の結果児童虐待ではないと判断された場合でも責任を負うことはありません。また、通告者の情報を親等に伝えることもありません。

**≪児童虐待は子供たちに深刻な影響を与えます≫**

・発育・発達の遅れなどの身体症状

・情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状

他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすことがあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、次の世代に引き継がれていくこともあります。

**≪小平児童相談所管内の現況≫**

・9つの市を管轄（小平、小金井、東村山、国分寺、西東京、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山）

・管内人口約１１５万人。児童人口約１７万人**。**

**取材しての思い**

児童相談所が対応している様々な事案のカウンセリングに対し、「結果はすぐに解るものではなく、クライエントが成人した後ではじめて分かる」という担当者の言葉に深く考えさせられました。

* 子どもは自ら発信できない。
* 周りが「気づき、つなぎ、見守る」。

　（取材・文責　後々恒信）